

西加瀬プロジェクト(巨大物流施設)についての公開質問書

公開質問書を提出するにあたって

西加瀬の三菱ふそう跡地では、「仮称 DPL 武蔵小杉(巨大物流施設)」の建設工事が進行しています。巨大なクレーンが立ち並ぶ工事現場を見るたびに、計画通りの物流施設が稼働を開始したら、周辺住民の平穏な生活が壊されるのではないかと不安が広がります。

川崎市は、地方自治法に基づき、住民の福祉の向上に努める責任があります。

以下に記載した住民の不安や心配からの質問6項目【1(ア)(イ)、2(ア)(イ)、3(ア)(イ)】に誠意をもって回答をしてください。

回答は、遅くも2週間以内に、文書での回答を求めます。

1 巨大物流倉庫の稼働から「住民が平穏な生活をする権利」を守ること

日本国憲法 13 条は、「すべて国民は、個人として尊重される。生命、自由及び幸福追求に対する国民の権利については、公共の福祉に反しない限り、立法その他の国政の上で、最大の尊重を必要とする」と明確に記載しています。

(ア)仮称 DPL 武蔵小杉建設について住民の「4つの不安」に回答してください。

- ① 夜間から早朝のトラックの通行による騒音・振動は、住民の健康維持に不可欠な睡眠を侵害するのではないか。
- ② 住宅地の道路への 1 日 1350 台もの交通量の増加は、通学路や歩行者の安全を脅かし、住民は交通事故の不安で生活することになるのではないか。
- ③ 騒音、振動、排気ガスの増加により、居住環境が悪化するのではないか。
- ④ 物流倉庫の稼働が開始した後、想定外に環境が悪化したらどう対応するのか。

(イ)住民の平穏な生活を守るために、川崎市は大和ハウス工業に対し、①稼働時間②車両台数③建物規模の制限を要請すべきではないですか。

2 労災病院前交差点付近の交通安全対策の実施

西加瀬プロジェクトの環境アセスメントの審査書は、「歩車分離がなされていない区間があることから、交通安全対策について一層の検討を行い、その結果を条例評価書で明らかにするとともに、工事の実施に当たっては、事前に周辺住民等に対し、工事説明等を行い、交通安全対策や工事中の問合せ窓口等について周知を徹底すること。」と厳しく指摘しています。

これに対し、大和ハウス工業は、条令評価書で「労災病院前交差点付近はマウントアップとガードパイプの設置が片側のみ、平間交差点付近は安全施設の設置がないことから、歩行者に対する安全への配慮が必要であると予測した。」と記載するだけで、現在に至っても、「交通安全対策」の具体化はなく、工事計画也没有ありません。

以下、質問します。

(ア) 川崎市として、現状のままでは物流施設の稼働を認めるべきではないと考えるが、見解を明らかにされたい。

(イ) 大和ハウス工業が労災病院前交差点付近の住民とどのような説明をし、住民の意見はどうなっているのかを、川崎市として早急に調査されたい。

3 「重要事項説明書及び賃貸契約書」の公開

大和ハウス工業は、車両による騒音や振動、決められた通行コース違反への対策として、テナントに対し「重要事項説明書及び賃貸契約書」に記載するから口約束ではないとしています。しかし、「重要事項説明書及び賃貸契約書」がどのような内容になるかを明らかにしていません。

「重要事項説明書及び賃貸契約書」の「実効性」を担保するためには、「罰則規定」や「監視体制」や「市民からの通報制」を明記する必要があります。

以下の2点について、川崎市の見解を明らかにしてください。

(ア)川崎市が、大和ハウス工業に「重要事項説明書及び賃貸契約書」の書式の提供をもとめる。

(イ)「重要事項説明書及び賃貸契約書」が「実効性」を持つかを、川崎市として精査しその結果について住民に説明する。